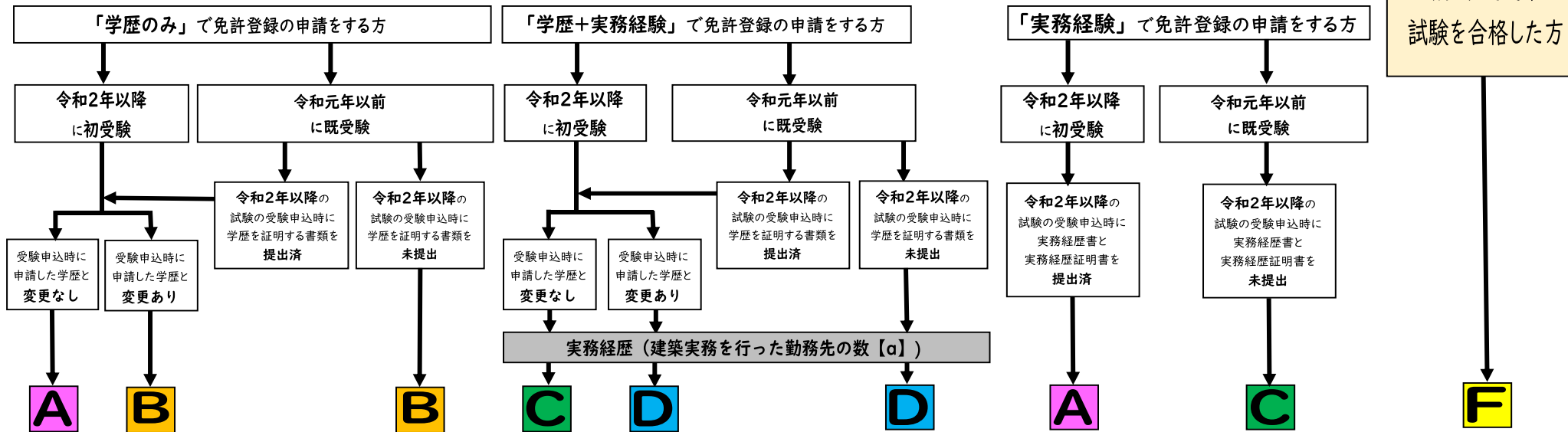


<<二級・木造建築士の登録申請における必要書類確認フロー>>

令和2年以降に二級・木造建築士試験を合格した方



		A	B	C	D	E	F
必要書類	二級木造建築士免許申請書	○	○	○	○	○	○
	建築士住所等の届出	○	○	○	○	○	○
	建築士免許申請書（写真票）	○	○	○	○	○	○
	本籍の記載のある住民票の写し（原本）	○	○	○	○	○	○
	証明写真2枚	○	○	○	○	○	○
	合格通知書	○	○	○	○	○	○
	本人確認ができる公的な身分証明書	○	○	○	○	○	○
	旧姓併記の確認書類	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ
書 必 類 要 *	申請手数料の払込受付証明書	24,400円	24,400円	24,400円	24,400円	24,400円	19,300円
	学歴を証明する書類	×	○	×	○	×	×
	建築設備士試験合格（または建築設備士講習受講）証明書のコピー	×	×	×	×	○	×
	実務経歴書【a】枚	×	×	○	○	×	×
	実務経歴証明書【a】枚	×	×	○	○	×	×

【令和元年度以前の二級・木造建築士試験に合格された方】  
登録要件（実務経験）をすでに満たしており、経過措置が適用されるため、必要書類と申請手数料においてはこれまでと変わりません（左表の「F」に該当します。）

【令和2年度以降の二級・木造建築士試験に合格された方】（令和元年以前に受験経験者も含む）  
従来の必要書類に加え、申請手数料の変更、かつ実務経歴書、実務経歴証明書等の提出が必要になります。

【「建築設備士」の資格で令和2年度以降の二級・木造建築士試験に合格された方】  
登録要件を満たしているため、必要書類は「A」になります。ただし、令和元年以前に既受験で令和2年以降の受験申込時に資格を証明する書類を未提出の場合は「E」となります。

\*改正建築士法の施行（令和2年3月1日）に伴い、申請手数料の変更、または新たに提出が必要となった書類  
\*建築士法第4条第5項に基づく認定を受けた方・・・上記表の「F」の欄をご参照ください。（ただし令和2年以降認定の場合は申請手数料24,400円）